



平成29年8月28日(月) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
学校安全課	生徒指導係	石黒 比利 古田 隆洋	内線 3143 直通 058-272-8853 FAX 058-278-2825

「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」の改定について

国の「いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文部科学大臣決定)」が、平成29年3月14日に改定されたこと等を踏まえ、「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針(平成26年3月岐阜県策定)」を8月22日付けで改定しましたのでお知らせします。

今後、各市町村教育委員会及び各学校へ周知してまいります。

記

主な改定事項

1 「けんかは除く」という記述を削除

現在の県の基本方針では「けんか」がいじめの定義から除かれるため、国の基本方針に準拠し、「けんか」に係る記述を次のように改定。

【資料 P2】

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 「いじめ・不登校等未然防止アドバイザー」、「暴力行為等防止支援員」による学校への支援を明記

いじめ等の未然防止のための県独自の施策を明記。

【資料 P8】

- ・県が指定した「いじめ・不登校等未然防止事業」の公立学校又は市町村教育委員会等に対し、専門的知見から指導・助言ができる大学教授や教員経験者を「いじめ・不登校等未然防止アドバイザー」として派遣する。
- ・暴力行為の未然防止と早期対応を図るため、公立学校及び市町村教育委員会の要請に応じ、暴力行為等防止支援員を派遣し、児童生徒や保護者への対応や教職員に対する助言等を行う。

3 いじめの未然防止のキーワードとして「自己有用感や自己肯定感を育む」ことを明記

「自己有用感や自己肯定感を育む」ことがいじめの未然防止につながることは、県が実施している「いじめ・不登校等未然防止事業」の成果からも明らかであることから、次のように明記。

【資料 P14】

全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるように努める。この場合において、県が実施した「いじめ・不登校等未然防止事業」の成果を積極的に活用する。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。

4 いじめの「解消」の定義を明記

いじめが安易に「解消」とされることなく、被害者に対して継続した見守りや支援を行うため、国の基本方針に準拠し、次のように明記。

【資料 P15】

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

5 重大事態への対応の留意点を明記

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定されている重大事態に対して適切に対応するため、国の基本方針に準拠し、次のように留意点を明記。

【資料 P17】

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

【参考】改定までの経緯

- | | | |
|--------|-------------|-------------|
| ○6月 2日 | いじめ問題対策検討会 | 改定案提示・意見聴取 |
| ○6月 9日 | 生徒指導推進会議 | 情報提供 |
| ○6月16日 | いじめ防止等対策審議会 | 改定案提示・審議 |
| ○7月21日 | 定例教育委員会 | 事務局報告・(案)提示 |
| ○8月22日 | 定例教育委員会 | 議案提出・承認 |